#### 第2章第2節 第1 消火器具

# 第2節 消火設備 第1 消火器具

令第10条及び規則第6条から第9条までの規定によるほか、次によること。

#### 1 設置場所等

令第10条第2項第2号及び規則第9条の規定によるほか、次によること。

- (1) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる 箇所」については、廊下、通路、室等の出入口付近とすること。 ☆
- (2) 規則第9条第2号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」は、消火器具の容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所で、かつ、次に適合する場所であること。
  - ア 消火器は、ラベルに表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
  - イ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるととも に、地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる場所
- (3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設けること。 ◇

## 2 内装制限の範囲

規則第6条第2項に規定する内装の制限については次によること。

- (1) 内装制限については、仕上げのみとし、下地までは問わないものとすること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより認定を受けているものについては、下地からを対象とする。
- (2) 建基法令上では規制対象範囲でない床面から1.2 m以下の部分についても規制 範囲とすること。
- (3) 次の場所については、「室内に面する部分」として取り扱わないものとし、内装制限の規制対象外とすること。
  - ア 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にある押入れその他これに類する もので、収納のために人が内部に出入するような規模及び形態を有していないも の

イ ユニットバス、ユニット式の家庭用サウナ等

- (4) 次の場所については、「室内に面する部分」として取り扱うものとし、内装制限の 規制対象とすること。
  - ア 室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが概ね2m以上ある場合や床に固定された場合など、仕切られた空間が2つの別な空間となるように設けられたもの。
  - イ 壁又は天井の部分に回り縁、窓台その他これらに類する部分の木部等が露出する場合で、当該木部等の室内に面する部分の面積が、壁及び天井の表面積の10分の1を超えるもの。

## 第2章第2節 第1 消火器具

#### 3 付加設置

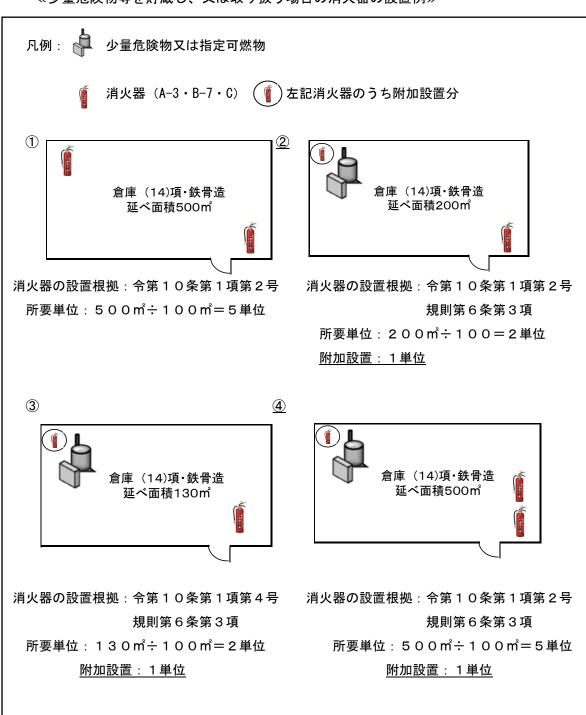
規則第6条第3項から第5項までの規定による消火器具の設置(以下この第1において「付加設置」という。)は、次によること。

## (1) 共通事項

- ア 付加設置は、規則第6条第1項の防火対象物又はその部分に同条第3項から第 5項までに規定する少量危険物、指定可燃物、電気設備がある場所又は多量の火気 を使用する場所がある場合、同条第1項の規定により設けるほかに、消火器具の設 置が必要となるものであること。
- イ 付加設置が必要な防火対象物又はその部分には、屋上も含まれるものとする。 ◇
- (2) 少量危険物又は指定可燃物がある場所(規則第6条第3項関係)
  - ア 令第10条第1項第1号から第3号の規定により消火器具の義務がある防火対象物で少量危険物又は指定可燃物(以下、第1において「少量危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱うものについては、規則第6条第1項及び第2項の規定により設置される当該建築物その他の工作物の消火に適応する消火器具に併せ、規則第6条第3項に規定される貯蔵し、又は取り扱う少量危険物等の消火に適応する消火器具をそれぞれの規定で定める能力単位を加算して得た量以上の量を確保すること。
  - イ 少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱うことから令第10条第1項第4号の規定により消火器具の義務がある建築物その他の工作物についても、規則第6条第1項及び第2項に規定により設置される当該建築物その他の工作物の消火に適応する消火器具に併せ、規則第6条第3項に規定される貯蔵し、又は取り扱う少量危険物等の消火に適応する消火器具をそれぞれの規定で定める能力単位を加算して得た量以上の量を確保すること。
  - ウ 令別表第1に掲げる建築物その他工作物に該当しない屋外において少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱うものにあっては、本規定の対象とはならないものであること。

## 第2章第2節 第1 消火器具

≪少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の消火器の設置例≫



## (3) 電気設備がある場所(規則第6条第4項関係)

ア 規則第6条第4項に規定する「その他これらに類する電気設備」には、発電設備、 蓄電池設備、コンデンサー、電力制御装置及びリアクトルが含まれるものとする。

### 第2章第2節 第1 消火器具

- イ 規則第6条第4項に規定する「電気設備がある場所の床面積」については、電気 設備が専用の室(以下この第1において「電気設備室」という。)に設けられてい る場合は、当該電気設備室の床面積とする。この場合において、電気設備室に設け られていない場合は、次のいずれか小なる床面積とすること。 ☆
  - (ア) 電気設備が設けられた部分の周囲を水平距離5mで囲んだ部分の面積。この場合において、同一室内に2以上の電気設備が設置されている場合は、その合計面積とすること。
  - (イ) 電気設備が設けられた部分とその他の部分が、感電防止のための金網の柵で区 画されている場合は、その区画された部分の床面積
- (4) 多量の火気を使用する場所(規則第6条第5項関係)
  - ア 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」は、次に掲げる場所とする。 ☆
  - (ア) 厨房(同一室内の厨房設備の入力の合計が21kw以下の厨房を除く。なお、厨房設備については、電磁誘導加熱式調理器(IHクッキングヒーター)も含むものとする。)
  - (イ) 工業炉及びかまどを設置する場所
  - (ウ) 熱風炉を設置する場所
  - (エ) 公衆浴場の火焚場
  - (オ) 火葬場のかま場
  - (カ) 焼却炉を設置する場所
  - (キ) サウナ室
  - (ク) 前(ア)から(キ)までに掲げる場所のほか、これらに類する場所
  - イ 規則第6条第5項に規定する多量の火気を使用する場所の床面積は、前(3)、 イの例により算定した床面積とすること。 ☆
  - ((1)、(3)及び(4) 平28・一部改正)
  - ((2) 平28·追加)

#### 4 消火器具の配置

規則第6条第6項の規定は、次によること。

- (1) 規則第6条第6項に規定する「階」とは、建基令第2条第1項第8号に規定する階 数に算入される階とする。
- (2) 前(1)により階に該当しない部分で令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号の規定により消火器具の設置義務を判断する面積算定に算入している部分並びに令第10条第1項第4号の規定により少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱う部分があることにより消火器具の設置義務が生じる部分を有する場合は、当該部分の各部分から、当該部分又は直上階並びに直下階に配置された一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるよう消火器具を配置すること。 ◆

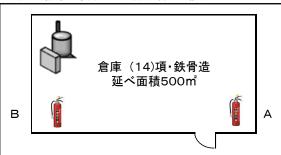
## 第2章第2節 第1 消火器具

((2) 平28·一部改正)

## 5 消火器具の兼用 ◇

- (1) 複合用途防火対象物で令別表第一に掲げる各用途部分が、相互に往き来できる場合で、かつ管理権原が単一である等使用上支障がない場合は、共用部分等に設置することで消火器具を兼用することができるものとする。この場合において、消火器具の能力単位は兼用する各用途部分で必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されており、かつ、規則第6条第6項に規定されている歩行距離を満たしていること。
- (2) 規則第6条第3項から第5項までの規定により消火器具を設置する場合は、次により同条第1項の規定により設置する消火器具で兼用することができるものとする。ただし、(1) 同様、規則第6条第1項に掲げる部分と該当場所である同条第3項から第5項に掲げる部分が、相互に行き来できる場合で、かつ管理権原が単一である等使用上支障がない場合に限る。
  - ア 兼用される消火器具の能力単位は、規則第6条第1項及び第3項又は第5項の 規定により必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されているこ と。また、同条第4項に掲げる部分がある場合は、令別表第2において電気設備の 消火に適応するものとされる消火器が設置されていること。
  - イ 兼用される消火器具は、規則第6条第6項に規定する歩行距離を満たしている こと。この場合において、同条第3項から第5項の規定により必要とされる消火器 具は、付加設置部分の付近に設置すること。

## ≪付加設置部分との消火器の兼用≫



消火器の設置根拠:令第10条第1項第2号

規則第6条第3項

所要単位:500m÷100m=5単位

附加設置: 1単位

※消火器Bは、令第10条第1項第2号と附加設置分(規則第6条第3項)の共用

((1)及び(2) 平28・一部改正)

## 第2章第2節 第1 消火器具

## 6 簡易消火用具 ☆

(1) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は、10リットル以下で、かつ、容易に変形 しないものであること。

- イ 膨張ひる石は、JIS A 5009に、膨張真珠岩(真珠岩を材料としたものに限る。) は、JIS A 5007にそれぞれ適合するものであること。
- (2) 簡易消火用具は、設置する箇所ごとに、規則第6条第1項に規定する能力単位が 1以上になるように設けること。

## 7 住宅部分の消火器具の設置 ◇

- (1) 第1 令別表第一の取扱い1 (5) により、(16) 項に掲げる防火対象物と判定されるもののうち一般住宅の用に供する部分(従属用途とならないものに限る。以下第1において「一般住宅部分」という。)を有するもので、一般住宅部分が地階、無窓階又は3階以上の階に存し、当該階の床面積が50㎡以上であるものについては、当該一般住宅部分についても消火器具を設置すること。この場合において、当該部分に設置しなければならない消火器の能力単位数の合計は、当該部分の床面積を200㎡で除して算出した数値(最低数値は1)以上とすること。
- (2) (1)の消火器具の配置は、前4によること。
- (3) (1)の消火器具は、当該防火対象物に存する令別表第一に掲げる各用途部分が、相互に往き来できる場合で、かつ管理権原が単一である等使用上支障がない場合は、共用部分等に設置することで消火器具を兼用することができるものとする。この場合において、消火器具の能力単位は兼用する各用途部分で必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されており、かつ、規則第6条第6項に規定されている歩行距離を満たしていること。

(平28·追加)

## 8 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

- (1) 精神科病院等で消火器具を各階のナースステーション等で一括管理しないと適正な管理が行えないと認められる場合は、適正に管理できる場所に設置することで、規則第6条第6項に規定されている歩行距離に適合しているものとみなすことができる。
- (2) 共同住宅は、住戸、共用室及び管理人室に「消火器の技術上の規格を定める省令」 (昭和39年自治省令第27号)第1条の2第2項に規定する住宅用消火器を設置 した場合は、住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口から一の消火器具に至る歩行 距離が20m以下となるように消火器具を設置することができる。
- (3) メゾネット型共同住宅は、一住戸の各部分から歩行距離20m以下となるように 消火器具を設置すれば、一住戸内の階ごとの設置を要さないことができる。

## 第2章第2節 第1 消火器具

- (4) 消火器具の設置において、管理上その他やむを得ない場合については、次によりパイプシャフト等内に設置することができる。
  - ア パイプシャフト等の扉の前面等に規則第9条第4号に規定する標識を設けること。
  - イ パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができる空間を有していること。
  - ウ パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な状態に管理すること。